

第5章

計画の推進体制

1 推進体制

この計画は、「川口市文化芸術振興条例」に基づき、市と市民及び文化芸術団体・企業の方々などの各主体者が、それぞれの役割を担い、相互に関心を持ち、交流をし、協働協力しながら、心豊かな市民生活の向上の実現をめざします。

本計画の計画期間は平成31年度から35年度までの5年間としており（前述「第1章3 計画の期間」のとおり）、次期計画は、平成36年度から開始されます。計画を推進していくためには、それぞれの役割の担い手がその役割を認識し、主体的に体制を構築する必要があります。

(1) 実施する主体者

ア 市の役割

- (ア) 市民や文化芸術団体の活動を支援し、誰もが自主性・創造性ある活発な活動が進められるよう環境を整備します。
- (イ) 国・県や他の市町村・企業・地域コミュニティ体等と情報を共有し連携に努めます。
- (ウ) 庁内の関係する部署と横断的に調整・協力し、文化芸術行政の総合的かつ計画的な事業の推進に努めます。

イ 市民の役割

- (ア) 市民一人ひとりが主体的に文化芸術を鑑賞・参加・創造することで、文化芸術による心豊かな市民生活を実現します。
- (イ) 地域のコミュニティ活動に参加し、川口市独自の文化の保存・継承を意識し、文化活動による地域の活性化をめざします

ウ 文化芸術団体の役割

- (ア) 文化芸術活動の担い手として、自主的かつ主体的に活動を充実させ、積極的に公表・発表します
- (イ) 次世代の担い手を育成し、文化芸術の保存・継承・発展に努め、組織の基盤を強化します。
- (ウ) 他の団体や組織と相互に交流し、活動を広げていきます。

エ アーティストの役割

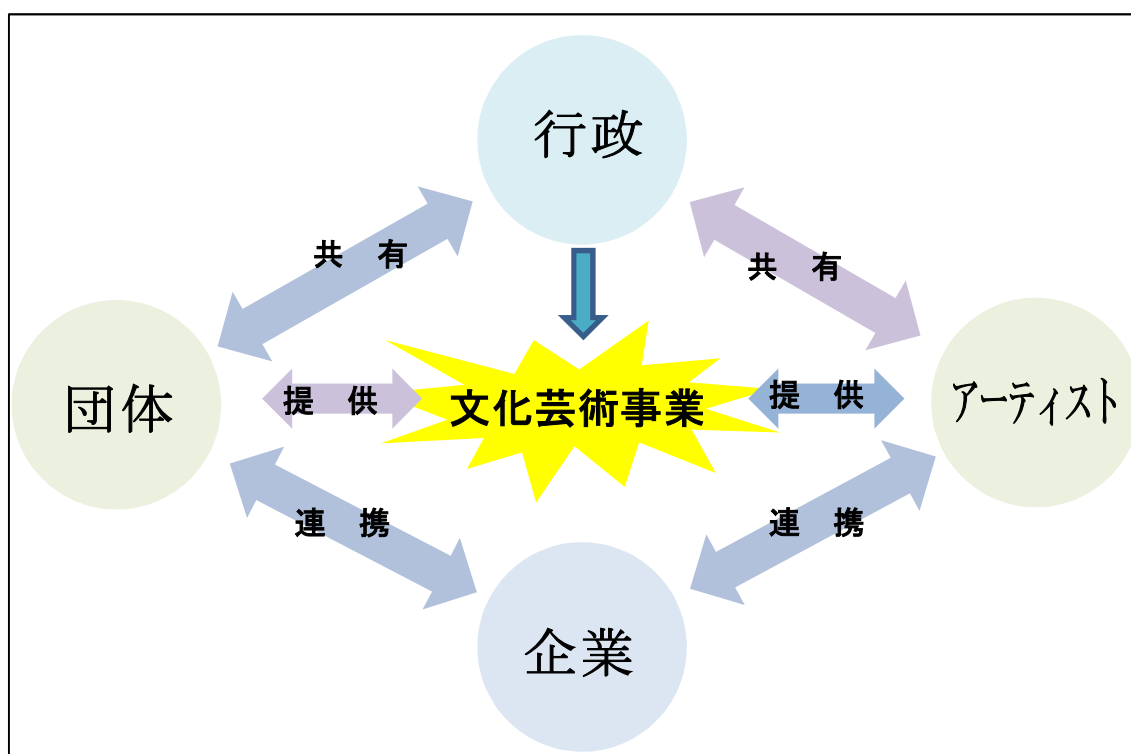
- (ア) 文化芸術を創造し、発表し、心豊かな市民生活の実現に積極的に協力します。
- (イ) 他のアーティスト及び文化芸術団体と相互に交流し、文化芸術活動によるまちづくりに導きます。

(ウ) アーティスト独自の、他にない魅力的なアプローチにより、様々な文化芸術に対する市民の関心を惹き出します。

オ 企業^{注1}の役割

(ア) 市・市民・団体・アーティストと連携し、多彩なジャンルの活動に対し、様々なスタイルで参加・協働するとともに、メセナ活動による支援を推進します。

(イ) 地域のコミュニティ活動に参加することで、川口独自の文化の発展や観光・産業の活性化につなげます。



それぞれの役割

*注1：ここで示す企業とは、民間事業者、NPO法人、財団法人等を含みます

2 進行管理

(1) 進行管理する主体者

ア 文化芸術審議会

平成29年9月に「川口市文化芸術審議会条例」を公布し、11月の委嘱をもって、当審議会は設置されました。「川口市文化芸術基本計画」の策定は、この審議会において調査審議されたものです。そして、この計画の進行管理は、当審議会が担うものとし、市は、進行管理の基礎となる自己評価を実施し、当審議会にて「市の自己評価」について情報交換・協議のうえ、公表するものとします。文化芸術審議会における評価の情報交換・協議により、自己評価の客観性及び透明性を確保するものとします。

イ 文化芸術行政担当

文化芸術に関わる行政分野は、これまでも文化芸術の資源を生かし、市の産業・観光・国際交流・福祉の視点を踏まえながら関係部局で各々事業を進めてきました。今後は、この計画を年度毎に点検・評価しながら、総合的かつ計画的に推進していきます。

また、関係部局においては、横断的な連携体制を構築するため、「(仮称)川口市文化芸術事業連絡会議」を設置し、迅速に諸課題の解決に向けて対応します。

(2) PDCAサイクル

計画の実効性向上のために、施策・取組・事業をその項目ごとに進行管理をする手段として、いわゆるマネジメントサイクルとされるPDCAサイクルを繰り返すことで実効性を高めます。評価にあたっては、「川口市第5次総合計画」における行政評価、「川口市教育振興計画」における外部評価の方針に併せ、評価するものとします。評価の結果は、事業の改善につなげ、次期計画に反映します。



3 各施策の評価

第4章「文化芸術推進の各施策と取組」における改善の方向性を踏まえ、評価の内容を示します。評価は、「第5次川口市総合計画」に基づく「行政評価」の目的及び視点と整合性を図ります。なお、「行政評価」は「第4次川口市総合計画」で定めた目的を継続するものです。

(1) 評価の目的

ア 効率的で質の高い行政の実現

(ア) 各事業における点検結果及び改善経緯について、効率性・有効性を評価します。

イ 成果重視の行政の推進

(ア) 各事業における数値化した指標に基づき、達成度を評価します。

ウ 市民に対する説明責任の履行

(ア) 各事業において、市民や関係団体・企業等に対し、誠意ある情報共有・結果の公表等の説明責任について評価します。

(2) 評価の視点

ア 施策の体系に基づく評価

(ア) 各事業は、各事業により構成されている取組の目的の達成に寄与しているか、各取組は、各取組により構成されている施策の目的の達成にどのように寄与しているか、など上位の目的に照らし、その成果を評価します。

イ 指標（数値目標）による評価

(ア) 各事業は、「改善の方向性」に基づき、市民にわかりやすく数値化して設定した指標により達成度を評価します。

ウ コストに対する成果による評価

(ア) 各事業は、「予算、決算」及び「概算人件費」について、「どのように効率的に、どのようにコストをかけたか（財源を確保したか）」を評価します。

エ 評点の根拠を示す定性評価

(ア) 各事業は、「組織の体制・学習」について、「どのように組織をつくり、学習（変化）し続ける体制をつくられたか」を評価します。

第5章 計画の推進体制

- (イ) 各事業は、「執行の工程・手段」について「どれくらいの期間をかけて、どのような実行手段・手順で進められたか」を評価します。
- (ウ) 各事業は、「外部との連携・資源」について、「どのような（所有）資源を活かし、どのように外部と連携したか」を評価します。